

今後の進め方について

1. 婦人科救急医療体制検討会の位置づけについて

(1) 「福岡市救急医療協議会」の設置

行政、医療関係者及び学識経験者等により福岡市の救急医療のあり方全般を議論する「福岡市救急医療協議会」を発足し、必要に応じて専門分野(診療科)ごとの救急医療体制を協議する専門部会を設置する。

(2) 婦人科救急医療体制検討会の位置づけ

婦人科救急医療体制検討会を「福岡市救急医療協議会」の専門部会として位置づけ、本検討会で協議検討した内容のうち、完結できる事項については、本検討会で決定の上実施することとし、本検討会で決定できない事項については、「福岡市救急医療協議会」へ報告・提案等を行い、同協議会において検証の上決定するものとする。

(別紙資料 1 - 2 参照)

2. 今後の進め方について (案)

(1) 第 1 回目(平成 24 年 7 月 4 日)の協議事項

- ・ 各病院における婦人科救急医療の現状と課題について
- ・ その他

(2) 第 2 回目以降(平成 24 年 8 月下旬～9 月開催予定)の協議事項

- ・ 課題の解決に向けた対応策の検討
- ・ 各病院間の連携のあり方等
- ・ 「福岡市救急医療協議会」への報告・提案